

公教育計画学会第八回大会声明

公教育計画学会は、一昨年（第六回大会）および昨年（第七回大会）の大会において、「戦後レジーム」からの脱却を目指す安倍内閣（第二次・第三次内閣）の強権的な教育政策や育の諸施策に関する問題性についてその基になる論理を含め批判的に検討し、課題を明らかにしてきた。

しかしながら、安倍政権（精確には自公連立政権）の公教育をめぐる諸政策の目的である「戦後レジーム」からの脱却、つまり、戦後の公教育体制（憲法－47年教育基本法体制）の否定・解体をめざす政策は、強力に推進され、ほぼ達成されつつあると結論できるような状況である。そして安民法制を正当化する解釈改憲の先には、憲法改正がめざされている。

こうした安倍政権の政策・施策の基底にあるのは、「新自由主義」や「新保守主義」の論理であることは間違いない。したがって、市場原理を基軸として「小さな政府」を前提とする国家運営であり、必然的な帰結として教育は産業化・私事化され、格差やその結果である貧困は無視または軽視されるものでしかない。その一方で、排他的ナショナリズムにつながる「道徳教育」の強化や教職員に対する統制がすすめられている。しかも、政府見解を押し付ける教科書検定基準の見直しや「特別な教科 道徳」に使用する教科用図書作成も進められている。公教育のあり方も、学力向上に偏った自助的あるいは競争的な論理に重点が置かれ、しかも公教育を政治的に統制する政策を受容するものになっている。そこでは、公教育における平等や公平という視点は、当然ながら政策的に考慮されていない。

私たちには、こうした新自由主義的で新保守主義的な公教育の論理を否定する理論の構築と同時に、公教育における平等や公平、さらにはインクルージョンに典型化される教育の国際性の論理をどのように実現し構築するのかという課題が求められている。しかし、それは、戦後公教育体制の論理、つまり安倍政権が「脱却」の対象としている「憲法－47年教育基本法体制」において構築された公教育体制の論理から導かれるものではない。この点に私たちにとっての理論的実践的なむつかしさが存在するが、立ち止まるわけにはいかない。

今大会（第八回大会）において報告され議論された「子どもの貧困」や「特別支援教育の問題」は、まさに、「戦後レジーム」を脱却するという安倍政権が改めて加速化させた公教育の現実的矛盾である。

こうした公教育の現実を踏まえつつ、私たちは子どもの貧困に典型化される個別具体的な課題に対する早急な対処の方策と共に、あらためて公教育における平等や公平の実現の論理を提示しなければならない。あわせてこの4月16日発生し、今も余震が続いている熊本地震で被災された方々に心よりお見舞いするとともに、地域における学校の存在をあらためて問い直す作業をしなければならない。これらを本学会の共通の取り組みとしていくことを確認し、ここに表明する。

2016年6月19日

公教育計画学会第八回大会参加者一